

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(福祉有償運送編)

福祉有償運送をご利用される前に、福祉有償運送実施者に
有料道路の障害者割引を利用できるか、必ず**事前確認**が必要です！

※福祉有償運送とは、道路運送法施行規則第51条の自家用有償旅客運送の種別の一つです。

ご利用の条件～福祉有償運送のご利用にあたって～

- 福祉有償運送車両に乗車時の有料道路の障害者割引のご利用にあたっては、**福祉有償運送実施者のご協力をいただけることが前提**となります。
- 福祉有償運送の**予約時**に、**有料道路の障害者割引を利用する旨とETC利用の場合はその旨も必ず申出**してください。
- 手帳に「**道路介護**」と印字したシール※が貼付された方のみ障害者割引適用が可能です。
(「道路」と印字したシールが貼付された方は障害者割引を適用できません)
※「道路介護」と印字したシール貼付には、障害者割引の適用を受けるための事前申請が必要です。
なお、既にシール貼付済みの方は、新たな申請手続きは不要です。
- 「**交通空白地有償運送**」の車両やETCカードを車載器から**抜けない車両**では有料道路の障害者割引はご利用いただけないため、事前確認をお願いします。

福祉有償運送の予約時に利用確認をお願いします。

福祉有償運送で
有料道路の障害者割引を
利用したいのですが、
できますか？



はい、可能ですよ。
いつどちらに配車をご希望ですか？

※福祉有償運送のご利用(乗車)開始後に運転者に申出をしても障害者割引の適用はできません。

注意

注意事項～ご利用前にご確認いただきたいこと～

- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、必ず**手帳を持参**してください。
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ETC車載器があるか、利用者ご自身のETCカードをETC車載器に**挿入できるかを予め確認**してください。
※福祉有償運送実施者のETCカードでは障害者割引は適用されません
※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります
- 障害者割引の利用にあたり事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済みのETCカードを携行してください。
(料金所係員が登録済みETCカードの提示をお願いすることがあります)

現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用しないETC利用の方が安価となる場合があります。

福祉有償運送車両に乗車したあとは・・・

注意

福祉有償運送のご予約時にお申し出が必要です。

※福祉有償運送のご利用開始後に運転者に申出をされても障害者割引の適用はできません。

- 利用者ご自身のETCカードでお支払いを希望する場合は、有料道路入口にETC無線アンテナがある場合があるため、走行開始する前に利用者ご自身のETCカードを福祉有償運送車両のETC車載器に挿入するよう依頼してください。
 - 料金を支払う料金所では手帳の提示が必要なため、乗務員へ「一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)」で一旦停止するよう依頼してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)
 - 料金所でのスムーズな処理を行うため、手帳、現金、ETCカード等を準備してください。
 - ☑身体障害者手帳又は療育手帳（ミライロIDも可）
 - ☑精算用の現金等又はETCカード
- *事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、登録済みETCカードを携行してください



支払を行う料金所での確認の流れ

- 料金所では、手帳の確認を行うため、料金所係員に提示します。
- 利用者のETCカードで支払をする場合は、運転者はETC車載器から利用者のETCカードを抜いて、料金所係員へ手帳と共に渡し、ETC利用の申出をします。
- 料金所係員が手帳の内容と本人の乗車確認をし、障害者割引処理を行います。



手帳のシール添付イメージ 「道路介護」あり

道路 品川〇〇〇-ふ-〇〇〇〇
介護 〇年〇月〇日まで

※「介護」と印字のない場合、本割引は適用されません。

福祉有償運送利用時の有料道路料金の精算

- 有料道路料金は運送の対価とは別建ての実費精算が基本です。
- 有料道路料金を現金等でお支払いする場合には、利用者ご自身が料金所で支払うか、又は、運転者が立替払をした場合には、別途、有料道路料金の領収書をもとに精算してください。
- 利用者ご自身のETCカードを利用した場合には、利用者に対して料金が請求されるため、別途、福祉有償運送実施者へ有料道路料金を支払う必要はありません。
- 福祉有償運送車両のETC車載器から利用者のETCカードの抜き忘れがないよう降車時に忘れず確認してください。
- 長距離等ご利用の際には帰路の有料道路料金を請求されることがありますが、ご本人が乗車していない走行に係る有料道路料金は、障害者割引の対象外となりますので、事前に福祉有償運送実施者にご確認ください。



【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)